

## 令和 2 年 8 月の市民の声（全 8 通のうち 3 通）

### ◇プレミアム付飲食・宿泊券の再発行について

#### 【ご意見・ご提案など】

前回購入できた人たちにも、購入できなかった人たちと同じように今回購入できることが理解できないので説明していただけませんか。同じ税金を納めているはずですが。前回 10 冊購入して今回 4 冊購入できる人と、前回購入できなかったにもかかわらず、4 冊しか購入できないのはおかしくないですか。前回は 1 世帯当たりの購入数制限もなく、家族総出で買った家庭もあると聞きます。どの世帯がどれだけ購入したのかは把握できていると思います。それがわかったうえで、なぜもう一度大量に購入した世帯にも購入の権利を与える必要があるのか納得がいく説明が欲しいです。

（令和 2 年 8 月 2 日）

#### 【ご意見・ご提案など】

プレミアム付飲食・宿泊券の追加発行について質問です。なぜ初回購入していた世帯にも販売するのかの説明をお願いします。初回は 10 冊限定でした。今回は 4 冊までです。前回購入しなかった世帯に 10 冊上限で販売し、残ったものについて改めて検討するとしらないのはなぜですか。

初回は、2 度別に並んで購入した人もいると聞いています。購入した人の記録があるから、ハガキを送れるのだと思いますが、であれば 10 冊以上購入した世帯があるならわかるはずで、そうしたところに返却を求めることはされているのでしょうか。

質問は以上です。コロナ禍では多くの人たちが苦しく、ス

トレス下にある職種の人たちも多く、みんなが納めた税金を利用して特定の人 が得をすることが、皆、許せないのではないかと思います。もっと広く、飲食や宿泊だけでなく、福祉や教育や農業や小売りや、あらゆる仕事をしている人、仕事を失った人、行き場を失った人たちに届くような対応をお願いしたいです。各地方自治体では、広域連携も含めて、さまざまな知恵を出しているようです。そうした情報も集めているとは思いますが、こうした時こそ、南魚沼市に暮らしていて良かった、と思うような対策を期待します。

(令和 2 年 8 月 2 日)

### 【お返事】

この度はプレミアム付飲食・宿泊券の販売で、市民の皆さまに大変なご迷惑をお掛けしてしまい申し訳ございません。

今回の飲食・宿泊券発行は、市内で異常少雪から新型コロナウイルスという一連の大禍の中において、飲食業及び宿泊業は冬からほとんど営業収入を得るすべがありませんでした。一般的にこれらの業種の継続体力は 6 か月から 8 カ月と言われており、非常に厳しい状況であることから、早めに飲食・宿泊施設に収入効果が現れるようお願い販売いたしました。

市内全世帯への引換券による販売方式の場合、販売開始をしてもなかなか購入と利用が伸びない傾向があり、その間に支援したい事業者の廃業が増えてしまっは手遅れになるとの憶測から、早めに購入・利用いただくことを優先しました。結果として不公平が生じ、市民の皆さまに多大なご迷惑をお掛けしたことについては、心からお詫びを申し上げるしかございません。

追加販売については、購入記録がありますので、すでに購入した方（世帯）は除外することで調整していましたが、引換券による販売となることから、結論として全世帯にお送り

せざるを得ない結果となりました。また皆さまが10冊購入できれば良いのですが、臨時交付金等財源の状況から、結果として1世帯4冊までとなりました。不公平を払拭できなかった点も深くお詫び申し上げます。

今後、皆さまの信頼を回復できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇ペットボトルのごみ収集について

### 【ご意見・ご提案など】

大和地区に在住の者ですが、ペットボトルのごみ収集について、指定袋に出した者の氏名を記載しないと収集してくれないと聞きました。正しい出し方が徹底されず、そのようなことになっているのかとは思いますが、収集される方のご苦労もお察しします。しかし、誰もが見ることのできる場所に出す袋に、個人名の記入を求めるのはいかななものかと思えます。ごみの出し方を確認しても、そんな記載はどこにもありません。正規のルールは守ります。しかしローカルルールは守れません。市政に基づいたルールなのではないでしょうか。そうでないなら、市から指導願います

(令和2年8月20日)

### 【お返事】

ごみステーション（集積場所）に出される「容器包装類」について、「指定袋に記名の無いものは収集しない」とする市の取り決めはありません。しかし、正しく出されていない「違反ごみ」への処理対応が、ごみステーションを管理する行政区などの大きな負担となっています。このため、正しい出し方を周知し、「違反ごみ」を減らすために、行政区などによっては指定袋への記名をお願いし、「違反ごみ」を出した人が再分別をして、ごみステーションへ再搬入する取組を行っている場合があります。また、分別などが正しくされていない「違反ごみ」が多いなど、管理上の相談が市に寄せられた際には、解消策として指定袋に記名する取組を紹介しています。

お住いの行政区における今年度の「容器包装類」集積場所の状況について、行政区長様に伺ったところ、「違反ごみ」が多くなった時期があり、分別方法に関する文書を行政区内に

一度配布されたとのこと。また、指定袋への記名については、現在は「記名は任意としている」が、状況によっては、利用者全員に記名をお願いする可能性があるとのことでした。

ごみステーションの正しい利用のために、皆さまからご協力をいただきますようお願いいたします。

(担当：廃棄物対策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658